# 随意契約による
# 市有財産(土地)の売却について
# (2026 年 11 月募集分)

# (申込案内書)

袋井市 財政部 財政課 資産経営係

〒437-8666 袋井市新屋一丁目 1 番地の 1

TEL : 0538(44)3102

(袋井市役所本庁舎 4 階)

# 目　　次

売却する市有地一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
売却条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
市有財産（土地）の売却の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
物件調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
１　申込の手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
２　現地説明会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
３　買受人の決定・契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
４　売却金額の支払い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
５　引き渡し・所有権移転登記　・・・・・・・・・・・・・・・・・14
６　その他注意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

様式
市有財産(土地)売却申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
土地利用計画書（記入例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
土地利用計画書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
土地利用に関する誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
暴力団排除に関する誓約書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
委任状（記入例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
委任状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
土地売買契約書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

# 随意契約による市有財産（土地）の売却について

## 1　随意契約の募集

袋井市では、一般競争入札で落札に至らなかった次の市有財産(土地)を、随意契約により売却します。

購入を希望する方は、 事前にこの案内書をご覧いただき、手続きの流れや条件等をご確認のうえ申込みをお願いします。

（1）期日までに申込みされ、必要な条件を満たしている方の中から、申込金額が最も高い方を買受人として決定します。

（2）申込価格（売却希望価格）が予定価格以上でないと申込みできません。

（3）各物件の内容については、物件調書を参照してください。

（4）物件は現状有姿での引き渡しとなります。物件調書はあくまでも物件の概要を把握するための参考資料ですので、申込みにあたっては、必ず各自で現地確認や諸規制の状況等の調査確認を行ってください。

（5）売却に係る情報は、情報公開の対象となりますので、後日情報公開請求に基づき公開した場合は、公開したことを申込者に通知します。

## 2　売却物件一覧

| 物件番号 | 地　　番 | 地目 | 面積(㎡) | 予定価格（円） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 袋井市小川町 19 番 1 | 宅 地 | 1,465.72 ㎡ | 65,538,000 円 |
| 2 | 袋井市栄町 11 番 40 | 宅 地 | 303.53 ㎡ | 18,617,000 円 |
| 3 | 袋井市上山梨 3009 番 | 宅 地 | 171.21 ㎡ | 6,540,222 円 |

３　売払条件等

（１）物件番号１

ア　物件番号１は、当該土地が属する地域の用途地域に準拠した戸建住宅の敷地以外の用に供することはできません。

イ　物件番号１は、当該土地が属する地域の用途地域に準拠した戸建住宅の敷地に供する分譲による売買を除き、売買物件の所有権を売買、贈与、交換、出資等の方法により第三者へ移転することを禁止します。

なお、分譲により売買する場合、関係法令に準拠しつつ、４区画以上は確保してください。

ウ　物件番号１は、旧市立高南幼稚園の園舎跡地です。

エ　当該土地は、2012 年に旧市立高南幼稚園給食受入室を増築した際の基礎である、コンクリート柱が残置しています。

住宅建築に支障のないよう、地下２ｍまでは除去してありますが、それ以上の深さのコンクリート柱を除去するためには、既存の水路と道路に影響を及ぼし、水路の新設と道路の修繕が必要となるため、地下２ｍから 4.5m までの、2.5m 分のコンクリート柱が残置しています。

残地については、令和３年９月 30 日付環循適発第 2109301 号「第３地下工作物の取扱い」 に準拠しています。

オ　防犯灯が設置されていますが、所有者は小川町自治会です。移設、撤去を希望される場合は、小川町自治会と協議してください。

（２）物件番号２および３

売却条件の指定はありません。

随意契約による市有財産(土地)の売却の流れ

1　申込・受付

**2026 年 11 月 18 日(水)～2026 年 12 月 16 日(水)** 9 時 00 分～16 時 00 分

**市役所4階財政課資産経営係へ**市有財産(土地) 売却申込書に必要書類を添え、お申し込みください。

※　ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

↓

2　現地説明会

※　説明会は開催しません。申込者は、必ず現地確認及び諸規制の状況等の調査確認を行ってください。

↓

3　買受人の決定・契約の締結

※　必要な条件を審査のうえ、申込金額が最も高い方を買受人とします。

※　「買受人決定通知書」により買受人に決定した旨をお知らせします。

※　買受人には、**「買受人決定通知書」の交付を受けた日から7日以内に契約を締結**していただく必要があります。

※　契約締結までに、申込金額の 1 割以上の金額を契約保証金とし、納付する必要があります。

※　契約書締結の際の収入印紙代等の費用は、 買受人の負担となります。

↓

4　売買代金の支払い

※　**契約締結の日から 30 日以内に売買代金をお支払いいただきます。**

※　契約保証金は、売買代金の一部に充当できます。

※　売買代金の全額が期日までに納入されない場合には、契約が解除され、納付された契約保証金は市に帰属し、返還いたしません。

↓

5　引き渡し・所有権移転登記

※　**引き渡しは、現状のまま**行います。

※　所有権移転登記の手続きは、袋井市が行います。

※　登記の際の**登録免許税等の費用は買受人の負担**となります。

# 物　件　調　書

| 物件番号 | １ | 予定価格 | ６５，５３８，０００円 |
|---|---|---|---|

| 所在地 | 現況地目 | 登記地目 | 実測数量 | 登記地積 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 小川町19番１ | 宅地 | 宅地 | 1465.72㎡ | 1465.72㎡ | 形状：別紙のとおり |
| 接面道路の状況 | 敷地北側 市道 幅員6.0m、敷地西側 市道 幅員6.0m | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 法令等に基づく制限 | 用途地域 | 第１種低層住居専用地域 | 斜線制限 | 有 |
| | 指定建ぺい率 | ５０　％ | 日影制限 | 有 |
| | 指定容積率 | １００　％ | | |
| | その他 | 最低敷地面積：200㎡ | | |

| | ライフライン | 利用可能な施設 | 設置状況等 | 連絡先 |
|---|---|---|---|---|
| 処理供給施設の状況 | 電　気 | 中部電力㈱ | 無 | 中部電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱ 掛川営業所 |
| | 上水道 | 市上水道 | 無 | 袋井市上下水道課 |
| | 下水道 | 市下水道 | 無 | 袋井市上下水道課 |
| | ガ　ス | 都市ガス | 無 | 袋井ガス㈱ |

| | | |
|---|---|---|
| 交通機関 | 鉄　道 | ＪＲ東海道本線 袋井駅まで 約６．１㎞ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 公共施設等物件からの直線距離 | 袋井市役所 | １．８㎞ | ＪＲ袋井駅 | ０．８㎞ |
| | 市立高南小学校 | ０．８㎞ | 市立袋井南中学校 | １．７㎞ |

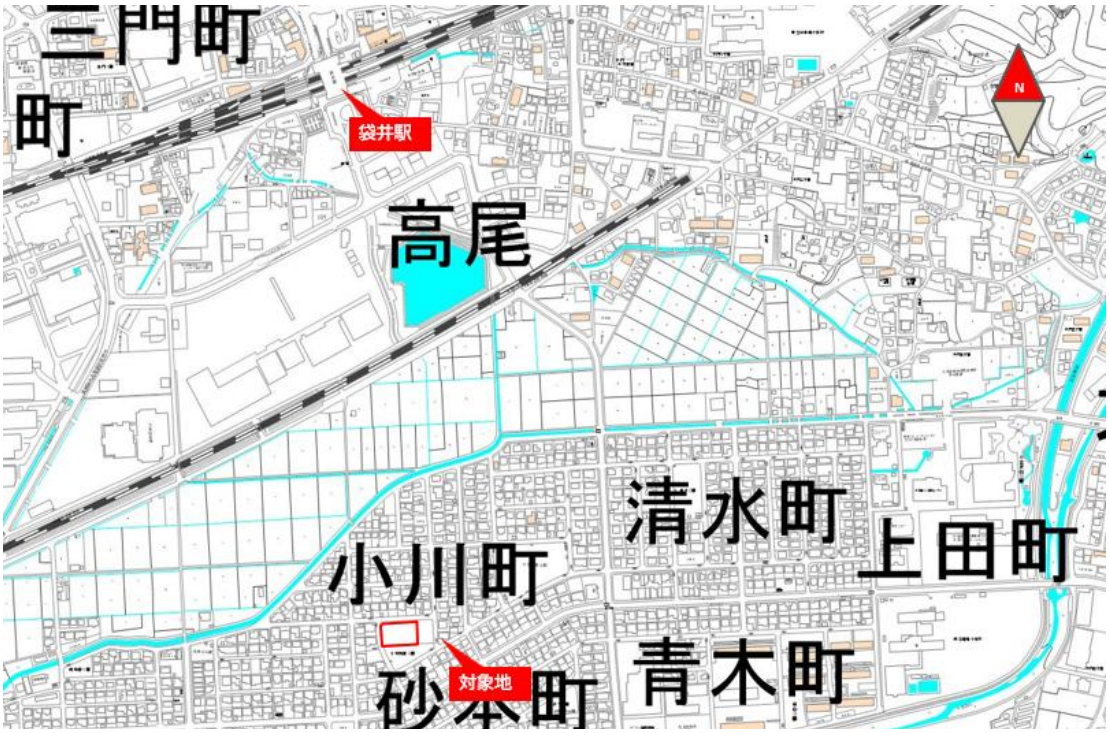
**参考事項**

・現況有姿にて引き渡しますので、数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは、損害賠償の請求をすることができません。
・本物件に係る地下埋設物の所有権、占有権並びにこれに関する第三者の権利（地役権、設置許可等）は、売買代金を完納した日に継承されます。
・立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去や、ごみ集積場・電柱・街路灯・防犯灯・交通標識などの撤去・移設などの費用負担及び調整は、落札者側の御負担となります。
・本物件の地下埋設物調査、地盤調査、土質調査は行っておりません。必要な調査費用等は、落札者側の御負担になります。登記に係る費用や水道の引き込みに係る費用等も同様です。
・袋井市が公開している洪水ハザードマップにおいて、浸水が想定されている地域です。
・当該物件は、市立高南幼稚園の旧園舎跡地です。

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者において、現地確認や諸規制の状況等の調査確認を行ってください。

物件番号　1

## 案　　内　　図




## 航　　空　　写　　真



# 物　件　調　書

| 物件番号 | ２ | 予定価格 | １８，６１７，０００円 |
|---|---|---|---|

| 所在地 | 現況地目 | 登記地目 | 実測数量 | 登記地積 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 栄町11番40 | 宅地 | 宅地 | 303.53㎡ | 303.53㎡ | 形状：別紙のとおり |
| 接面道路の状況 | 敷地北側 市道 幅員8.4m | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 法令等に基づく制限 | 用途地域 | 近隣商業地域 | 斜線制限 | 有 |
| | 指定建ぺい率 | ８０　％ | 日影制限 | 有 |
| | 指定容積率 | ２００　％ | | |
| | その他 | | | |

| | ライフライン | 利用可能な施設 | 設置状況等 | 連 絡 先 |
|---|---|---|---|---|
| 処理供給施設の状況 | 電　気 | 中部電力㈱ | 無 | 中部電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱ 掛川営業所 |
| | 上水道 | 市上水道 | 無 | 袋井市水道課 |
| | 下水道 | 市下水道 | 無 | 袋井市下水道課 |
| | ガ　ス | 都市ガス | 無 | 袋井ガス㈱ |

| | | |
|---|---|---|
| 交通機関 | 鉄　道 | ＪＲ東海道本線 袋井駅まで 約４２０ｍ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 公共施設等物件からの直線距離 | 袋井市役所 | 約９３０ｍ | 袋井図書館 | 約５３０ｍ |
| | 市立袋井南小学校 | 約９６０ｍ | 市立袋井南中学校 | 約２．０km |

**参考事項**

・現況有姿にて引き渡しますので、数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは、損害賠償の請求をすることができません。
・立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去や、ごみ集積場・電柱・街路灯・防犯灯・交通標識などの撤去・移設などの費用負担及び調整は、落札者側の御負担となります。
・本物件の地下埋設物調査、地盤調査、土質調査は行っておりません。必要な調査費用等は、落札者側の御負担になります。登記に係る費用や水道の引き込みに係る費用等も同様です。
・袋井市が公開している洪水ハザードマップにおいて、浸水が想定されている地域です。

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者において、現地確認や諸規制の状況等の調査確認を行ってください。

物件番号　2

## 案　　内　　図




## 航　　空　　写　　真



# 物　件　調　書

| 物件番号 | ３ | 予定価格 | ６，５４０，２２２　円 |
|---|---|---|---|

| 所在地 | 現況地目 | 登記地目 | 実測数量 | 登記地積 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 上山梨3009番 | 宅地 | 宅地 | 171.21㎡ | 171.21㎡ | 形状：別紙のとおり |
| 接面道路の状況 | 敷地北側 県道 幅員18.0m | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 法令等に基づく制限 | 用途地域 | 第二種中高層住居専用地域 | 斜線制限 | 有 |
| | 指定建ぺい率 | ６０　％ | 日影制限 | 有 |
| | 指定容積率 | １５０　％ | | |
| | その他 | | | |

| | ライフライン | 利用可能な施設 | 設置状況等 | 連絡先 |
|---|---|---|---|---|
| 処理供給施設の状況 | 電　気 | 中部電力㈱ | 無 | 中部電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱ 掛川営業所 |
| | 上水道 | 市上水道 | 無 | 袋井市上下水道課 |
| | 下水道 | 浄化槽 | 無 | 袋井市上下水道課 |
| | ガ　ス | プロパンガス | 無 | |

| | | |
|---|---|---|
| 交通機関 | 鉄　道 | ＪＲ東海道本線 袋井駅まで 約６．１㎞ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 公共施設等物件からの直線距離 | 袋井市役所 | ４．９㎞ | 月見の里学遊館 | ０．７㎞ |
| | 市立山名小学校 | ０．６㎞ | 市立周南中学校 | １．６㎞ |

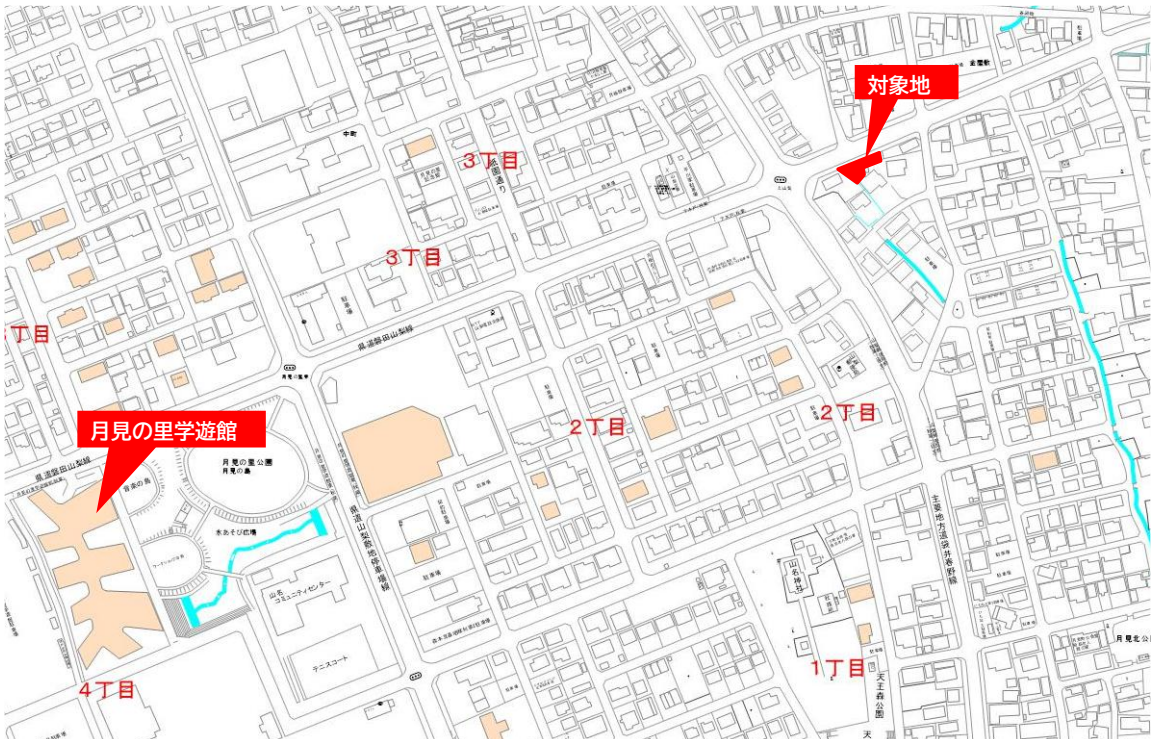
参考事項

・現況有姿にて引き渡しますので、数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは、損害賠償の請求をすることができません。
・立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去や、ごみ集積場・電柱・街路灯・防犯灯・交通標識などの撤去・移設などの費用負担及び調整は、落札者側の御負担となります。
・本物件の地下埋設物調査、地盤調査、土質調査は行っておりません。必要な調査費用等は、落札者側の御負担になります。登記に係る費用や水道の引き込みに係る費用等も同様です。
・袋井市が公開している洪水ハザードマップにおいて、浸水が想定されている地域です。

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者において、現地確認や諸規制の状況等の調査確認を行ってください。

物件番号　3

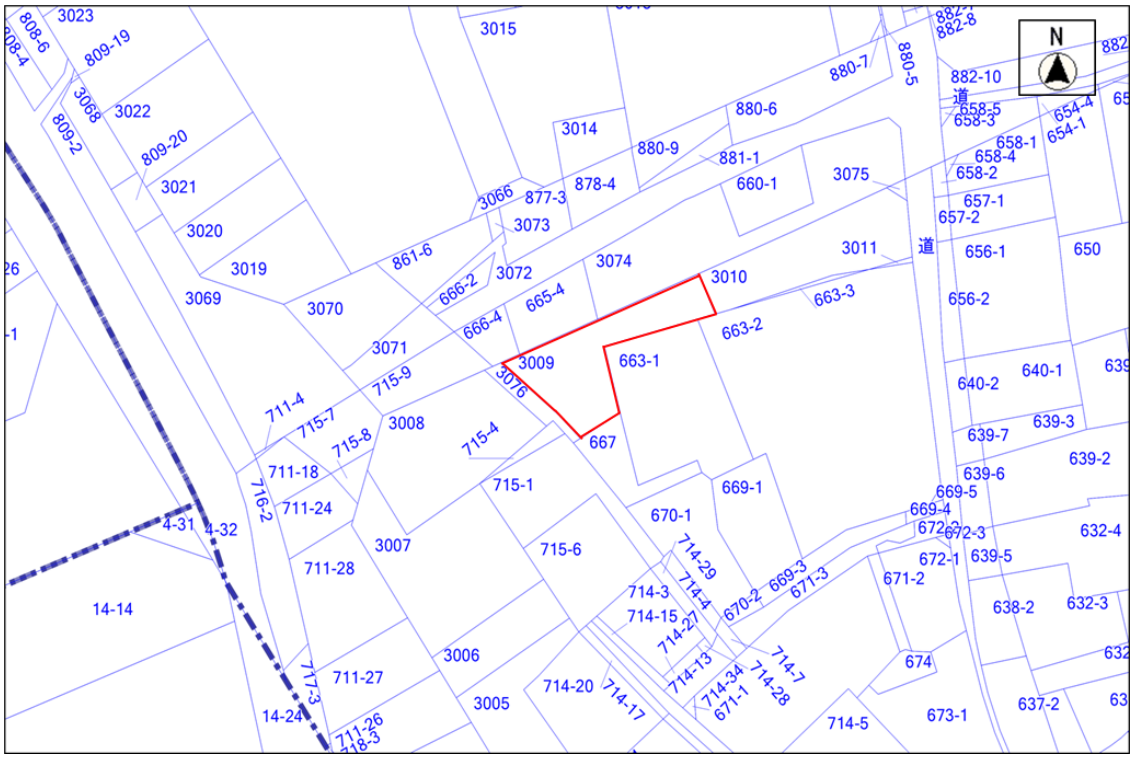
## 案　　内　　図



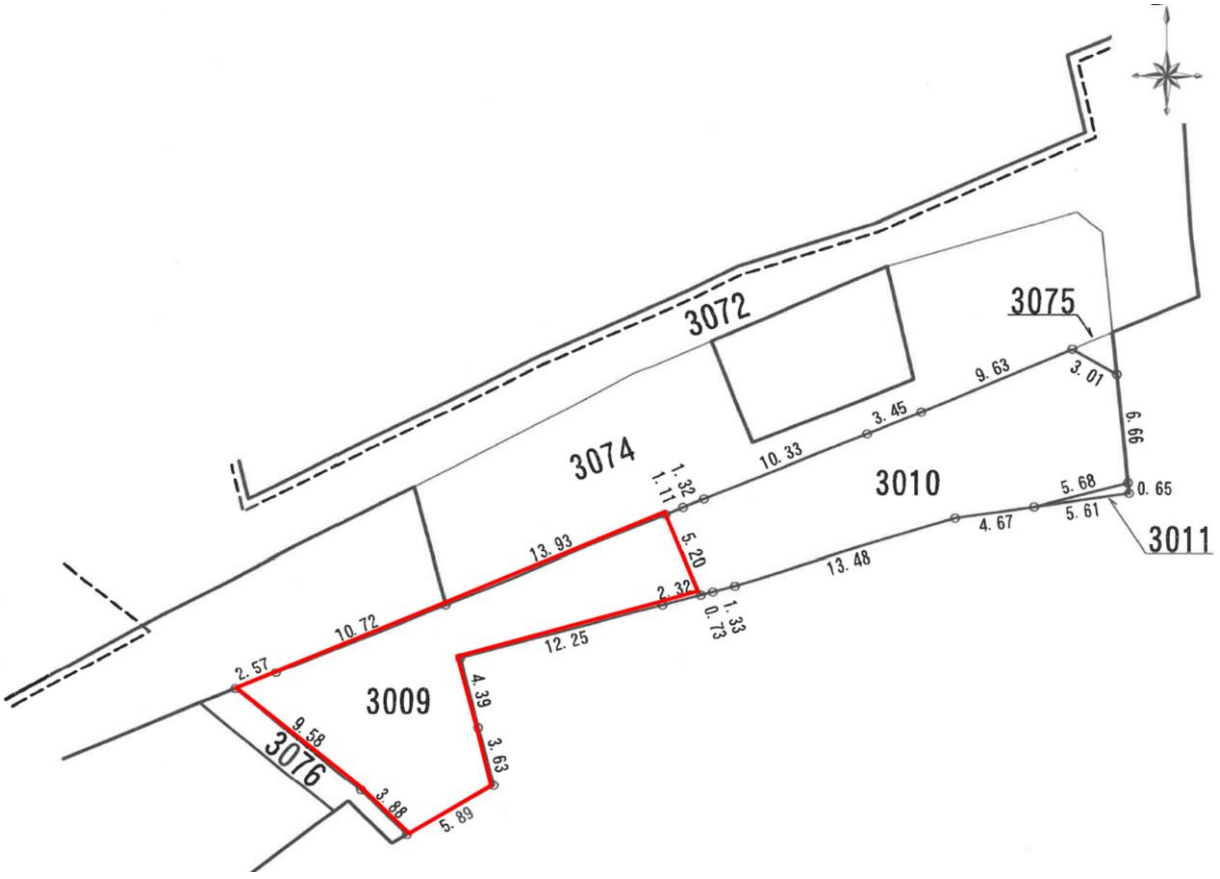

## 航　　空　　写　　真



## 地　　番　　図


N
3023
809-19
3022
809-20
3021
3020
3019
3069
3070
3071
3008
711-18
711-24
711-28
3007
711-27
3006
3005
14-14
14-24
4-31
4-32
3015
3014
3066
877-3
878-4
3073
3072
3074
3010
3009
3076
667
663-1
663-2
663-3
3011
道
656-1
656-2
650
640-2
640-1
639-7
639-3
639-2
639-6
669-5
669-4
669-1
670-1
715-1
715-6
715-4
715-5
715-7
715-8
715-9
716-2
717-3
711-26
718-3
714-20
714-17
714-3
714-15
714-27
714-29
714-4
670-2
669-3
671-3
714-13
714-34
671-1
714-28
714-7
714-5
673-1
674
671-2
672-1
672-3
639-5
638-2
632-4
632-3
637-2
880-7
880-5
880-6
880-9
881-1
660-1
3075
882-10
658-5
658-3
658-1
658-4
658-2
657-1
657-2
654-4
654-1

## 詳　　細　　図


3072
3075
3074
3010
3011
3009
3076
9.63
3.01
6.66
3.45
10.33
1.32
1.11
5.68
0.65
5.61
4.67
13.93
5.20
13.48
2.32
1.33
0.73
10.72
12.25
2.57
4.39
3.63
9.58
3.88
5.89

## 1　申込の手順

### （1）申込・受付

ア　購入を希望される方は、資格審査のため、申込書のほかに各種証明書類を提出していただく必要があります。

イ　２人以上の連名でも申し込むことができますが、受付後に申込者を変更することはできませんので注意してください。

### （2）申込資格

原則として個人、法人を問わず、申込みの対象となりますが、次のいずれかに該当する方は申込むことができません。

【申込ができない方】

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の４の規定に該当する者

イ　売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者

ウ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の３第１項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員

エ　市税を滞納している者

オ　その他、袋井市が必要と認め付した条件に反する者

### （3）申込方法

申込書に必要書類を添えて、受付期間内に受付場所に提出してください。

【申込受付期間】

期間：**2026 年 11 月 18 日(水)～2026 年 12 月 16 日(水)**

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

時間：午前９時 00 分～午後４時 00 分

【申込受付場所】

場所：袋井市財政部**財政課資産経営係**

〒437-8666　袋井市新屋一丁目１番地の１　**袋井市役所本庁舎4階**

（電話）**0538-44-3102**

【提出方法】

申込受付場所へ直接持参（郵送、ファックス、電子メールによる提出は不可）

【提出書類】

**ア　市有財産(土地)売却申込書**

**イ　土地利用計画書**

**ウ　土地利用に関する誓約書**

**エ　暴力団排除に関する誓約書**

**オ【個人の場合】住民票(謄本)**　　**カ【法人の場合】履歴事項全部証明書**

**キ【個人の場合】身分証明書**

**ク　市税完納証明書(住所･所在地の自治体発行のもの)**

【その他】

先着順ではありません。受付期間が終了するまでは申込みを受付し、必要な条件を満たしている方の中から、申込金額が最も高い方を買受人として決定します。

※　提出書類は、市のホームページ掲載の各様式により作成し、必要事項の記入、押印を確認のうえ、提出してください。

※　様式は、市のホームページからダウンロードしてください。

**「袋井市　市有地」で検索**

**URL　https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/6/1/siyuuti_baikyaku/index.html**

（４）申込書の記入に当たっての注意事項

ア　申込書には、申込者の住所・氏名（代理人による申込みの場合は、 申込者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、印鑑（代理人による申込みの場合は、 申込者本人の印鑑及び委任状に押印した代理人使用印）を押印してください。

イ　記入に当たっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。

ウ　申込書の申込金額は、算用数字（０，１，２，３，・・・）を使用し、はじめの**数字の前に「￥」を記入**してください。

エ　提出済みの申込書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

オ　次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

（ア）申込資格がない者がした申込み

（イ）代理人で代理権の確認を受けていない代理人がした申込み

（ウ）申込金額を訂正した申込み

（エ）申込書の申込金額、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者）の確認し難いもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字脱字等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの

（オ）申込みに当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者がした申込み

（カ）ファックス、郵送、電子メールによる申込み

（キ）前各号に掲げるもののほか、「申込案内書」に規定する申込みに関する条項に違反した者がした申込み

2　現地説明会

（1）実施しませんので、申込者は必ず現地や諸規制の状況等を調査確認してください。

（2）物件は、**現状のままで引き渡し**ます。立木の伐採、地上・地下工作物等の補修、撤去などは行いません。

3　買受人の決定・契約の締結

【買受人の決定】

申込期日の翌営業日に資格審査を行い、申込金額が最も高い方を買受人として決定します。

【契約の締結】

（1）買受人は、**「買受人決定通知書」の交付を受けた日から7日以内に袋井市と土地売買契約書により、売買契約を締結**しなければなりません。

（2）売買契約は、必ず「申込者」名義で締結してください。連名で申込んだ場合は必ず申込者全員の名義で締結してください。

（3）買受人が期限までに契約を締結しない場合は、売却決定を無効とします。

（4）**契約を締結する際、売買代金の 100 分の 10 以上を契約保証金として納付**していただきます。

（5）契約を締結するにあたっては、事前に印鑑登録書、住民票の写し（法人の場合は履歴事項全部証明書）などの証明書類を用意する必要があります。

なお、**証明書類については、1ヶ月以内に発行されたもの**とします。

（６）売買契約書（袋井市保管用のもの１部）に貼付する**収入印紙**など、契約の締結及び履行に必要な費用は、**買受人の負担**となります。

【契約に付す条件】

買受人は、買い受けた市有財産（土地）を次の各号に掲げる用途に使用することはできません。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第２条第１項に定める風俗営業又は同条第５項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途

（３）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類する用途

（４）破壊活動防止法(昭和 27 年法律第 240 号)第５条第３号に規定する処分又は同法第７条に規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所又はその他これに類する用途

４　売買代金の支払い

（１）契約締結時に売買代金分の納入通知書を袋井市が発行します。**契約締結日から 30 日以内にお支払**をお願いします。

（２）売買代金の納入が確認でき次第、契約保証金を返還します。

契約締結時に申し出をいただければ、契約保証金は売買代金の一部に充当し残額を支払うことも可能です。

（３）売買代金が、期限までに支払われない等の違約行為により売買契約を解除した場合は、契約保証金をお返ししません。

５　引き渡し・所有権移転登記

（１）**物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転**し、引き渡しがあったものとします。

（２）引き渡し後、市が所有権移転登記手続きを行います。

（３）**登録免許税**等の登記に要する費用は、**買受人の負担**となります。

（４）買受人は、所有権移転登記前にその物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

（５）連名で売買契約を締結した物件は、連名者全員の名義(共有名義)で所有権移転の登記をします。

６　その他注意事項

（１）**物件は、現状のまま引き渡し**ますので、現地及び周囲の状況等を必ず事前に確認してください。

（２）買受人は、売買契約を締結した後、物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除はできません。

（３）売買契約を締結した後、物件の滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

（４）所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担となります。

（５）建物を建築するに当たっては、建築基準法及び県、市の条例等により指導等がなされる場合や負担金等が必要となる場合がありますので、前もって関係機関に確認するようにしてください。

（６）この案内書に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、その他関連法令等の定めるところによります。

# 市有財産(土地) 売却申込書

年　　月　　日

袋井市長　様

袋井市が実施する市有財産(土地) の売却について、次のとおり申し込みます。

1　申込者

〒

住所

ふりがな

氏名　　㊞

電話番号

ふりがな

代理人　　㊞

注1) 法人の場合は、所在地、法人の名称及び代表者の職氏名を記入してください。

注2) 連名による申込の場合は代表者を申請者欄に記入し別葉に申込者全員を記載して本書に添付してください。

2　申込物件

| 物件番号 | 所在 | 地目 | 面積 (㎡) | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

3　申込金額

| | | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | | | | | | | | | |

注1) 金額の数字は算用数字を使用すること。金額の頭初に「￥」を記入してください。

注2)金額の訂正は行わないでください。金額誤りの場合は再度申込書を作成してください。

4　添付書類

① 土地利用計画書
② 土地利用に関する誓約書
③ 暴力団排除に関する誓約書
④【個人の場合】 住民票(謄本)　　⑤【法人の場合】 履歴事項全部証明書
⑥【個人の場合】 身分証明書
⑦ 市税完納証明書(住所地、所在地自治体のもの)

● 連名による申込み用

申込者②

〒

住所

ふりがな

氏名 ㊞

電話番号

申込者③

〒

住所

ふりがな

氏名 ㊞

電話番号

申込者④

〒

住所

ふりがな

氏名 ㊞

電話番号

申込者⑤

〒

住所

ふりがな

氏名 ㊞

電話番号

土地利用計画書の記入例

# 土 地 利 用 計 画 書

売却申込者の住所・氏名・電話番号を記入

住　　所
(所在地)

氏　　名
(名称及び代表者名)

電　　話　(　　)　　―

| 項　　目 | 内　　容 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1　買受希望の土地 | 所在地 | 袋井市清水町○○番××　　　

# 土 地 利 用 計 画 書

住　　所
（所在地）

氏　　名
（名称及び代表者名）

電　　話　（　　）　　―

| 項　　目 | 内　　容 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1　買受希望の土地 | 所在地 | | | | |
| 2　土地の種目等 | 地　目 | | 地　積 | ㎡ | |
| 3　土地利用目的 | 住宅・事務所・店舗・作業所・その他（　　） | | | | |
| 4　利　用　計　画 | 住　宅 | 本人用・家族用・貸家・その他（　　） | | | |
| | 事務所 | 事務内容 | | | |
| | 店　舗 | 営業内容 | | | |
| | 作業所 | 作業内容 | | | |
| | その他 | 用途内容 | | | |
| 5　利用開始時期 | 年　　月　　日予定 | | | | |
| 6　施設等の供する業の性質 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供さない施設です。 | | | | |
| 7　公害の処理について | 汚水、有害物、ばい煙、騒音等の公害源となるものを敷地外に放出することはありません。 | | | | |

（注）
1　この土地利用計画書は、市有財産(土地)売却申込書に添付してください。
2　この土地利用計画書は、売買契約時の土地の用途指定事項となりますので、正確に記入してください。
3　この土地利用計画書の提出後に変更が生じたときは、市と協議のうえ、変更後の土地利用計画書を提出してください。

# 土地利用に関する誓約書

年　　月　　日

袋井市長　大　場　規　之　　様

住　　所
氏　　名　　印
（名称及び代表者名）

袋井市の土地を購入するにあたり、下記の内容を順守することを誓約します。

記

1　土地利用については、入札参加申し込みの際、市へ提出した土地利用計画書で指定した用途を遵守します。

2　袋井市が、前項に規定する指定用途の履行状況等を確認するために、必要に応じて実地調査を行うことを認めます。

# 暴力団排除に関する誓約書

年　　月　　日

袋井市長　　大 場 規 之　　様

住　　所
氏　　名　　印
（名称及び代表者名）

私は、下記事項について該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
また、市が暴力団排除に必要な場合には、警察等関係機関に照会することを承諾します。

記

1　役員等（契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者、その他の団体にあっては法人等の役員と同等の責任を有する事務所の代表者を言う。以下同じ。） が暴力団員等（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）に該当する者
2　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
3　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
4　１から３に該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
5　上記１から４に反する場合の本契約の解除等、市が行う一切の措置について異議の申し立て、また、本契約解除によって生じた損害の賠償請求も行いません。

委任状の記入例

# 委　　任　　状

私は、下記財産の買受けについて、　　印　を代理人と定め、市有財産（土地）売却に関する一切の権限を委任いたします。

代理人を記入

代理人の使用印を押印

記

物件番号、売却札対象財産の所在地、地目、面積を記入。

| 物件番号 | 対 象 財 産 | 地　目 | 面　積（㎡） |
|---|---|---|---|
| 1 | 袋井市新屋・・・ | | |

年　　月　　日

袋井市長　　大 場 規 之　　様

売却申込者の住所・氏名を記入

住　　所

氏　　名

（名称及び代表者名）

押印

印

添付印鑑証明と同一の印

# 委　　任　　状

私は、下記財産の買受けについて、　　印　を代理人と定め、市有財産（土地）売却に関する一切の権限を委任いたします。

記

| 物件番号 | 対　象 財 産 | 地　目 | 面　積（㎡） |
|---|---|---|---|
| | | | |

年　　月　　日

袋井市長　　大 場 規 之　　様

住　　所
氏　　名　　印
（名称及び代表者名）

**小川町 19 番１の例**

| 収 入 |
| --- |
| 印 紙 |

# 土　地　売　買　契　約　書

売却人　袋　井　市（以下「甲」という。）と、買受人　**【※ 落 札 者】**　（以下「乙」という。）とは、次の条項により、売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を忠実に履行しなければならない。

（目的）

第２条　甲はその所有する次に掲げる土地（以下「当該土地」という。）を乙に売渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

| 所　在　地 | 地　目 | 地　積 |
| --- | --- | --- |
| 袋井市小川町19番１ | 宅　地 | 1,465.72㎡ |

（売買代金の額）

第３条　当該土地の売買代金は、金　**【※ 落 札 金 額 】**　円とする。

（契約保証金）

第４条　乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金［**※落札金額の１割以上の額**］を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

２　契約保証金には、利子を付さない。

３　乙がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付方法等）

第５条　乙は、売買代金（前条第１項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書により 2026 年●●月●●日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

ただし、乙が甲の指定する期日までに売買代金を納付できない特別の理由があり、甲がやむを得ないと認めた場合は、その期日を必要な期間延長することができる。

２　乙が前項の売買代金を甲の指定する期日までに納付しなかったときは、その納期限の翌日から納付した日まで、年 14.6 パーセントの割合をもって算出した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第６条　当該土地の所有権は、売買代金を完納した日に移転するものとする。

２　所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

（当該土地の引渡し）

第７条　甲は、本物件を現状有姿にて引渡しをし、乙はこれを承諾する。甲は、本物件の地下埋設物について、別紙のとおり乙に開示する。

（権利の承継）

第８条　本物件に係る地下埋設物の所有権、占有権並びにこれに関する第三者の権利（地役権、設置許可等）は、売買代金を完納した日に承継される。

（特則）

第９条　乙は、売買物件について、売買物件の属する地域の用途地域に準拠した戸建住宅の敷地に供するものとする。

２　乙は、売買物件を分譲するにあたっては、前条の用に供する場合を除き、売買物件の所有権を売買、贈与、交換、出資等の方法により第三者へ移転（以下「所有権の移転」という。）することができない。

３　乙は、当該土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転若しくは貸してはならない。

４　甲は、前各項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、調査を実施し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（公租公課等の負担責任）

第 10 条　所有権移転登記完了後における当該土地の公租公課その他の一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第 11 条　乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された当該土地が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除等）

第 12 条　甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときには、その相手方は、いつでもこの

契約を解除することができる。

２　前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は当該土地を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。

３　第１項の規定により、この契約が解除された場合において、契約違反者がその相手方に損害を与えたときは、契約違反者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

４　第４条に規定する契約保証金は、前項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

（合意管轄）

第 13 条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所浜松支部を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第 14 条　この契約に定めるもののほか必要な事項については、法令の定めるところによるものとする。

本契約締結の証として本書２通を作成し、売主・買主両者記名捺印のうえ、各１通を保有する。

年　　月　　日

（甲）　袋井市新屋一丁目１番地の１

袋井市長　　大　場　規　之　　印

（乙）

印

**栄町、上山梨の例**

| 収 入 印 紙 |
|---|

# 土　地　売　買　契　約　書

売却人　袋　井　市（以下「甲」という。）と、買受人　**【※ 申込者】**　（以下「乙」という。）とは、次の条項により、売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を忠実に履行しなければならない。

（目的）

第２条　甲はその所有する次に掲げる土地（以下「当該土地」という。）を乙に売渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

| 所　在　地 | 地　目 | 地　積 |
|---|---|---|
| | | ㎡ |

（売買代金の額）

第３条　当該土地の売買代金は、金　**【※ 申 込 金 額 】**　円とする。

（契約保証金）

第４条　乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金［**※申込金額の１割以上の額**］**円**を乙に返還しなければならない。

ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

２　契約保証金には、利子を付さない。

３　乙がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付方法等）

第５条　乙は、売買代金（前条第１項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書によりこの契約を締結した日から 30 日以内に、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

ただし、乙が甲の指定する期日までに売買代金を納付できない特別の理由があり、甲がやむを得ないと認めた場合は、その期日を必要な期間延長することができる。

２　乙が前項の売買代金を甲の指定する期日まで納付しなかったときは、その納期限　の翌日から納付した日まで、年 14.6 パーセントの割合をもって算出した金額を遅延利息と

して甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第６条　当該土地の所有権は、売買代金を完納した日に移転するものとする。

２　所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

（特則）

第７条　乙は、当該土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

２　甲は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、調査を実施し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（公租公課等の負担責任）

第８条　所有権移転登記完了後における当該土地の公租公課その他の一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第９条　乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された当該土地が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除等）

第 10 条　甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときには、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

２　前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は当該土地を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。

３　第１項の規定により、この契約が解除された場合において、契約違反者がその相手方に損害を与えたときは、契約違反者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

（合意管轄）

第 12 条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所浜松支部を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第 13 条　この契約に定めるもののほか必要な事項については、法令の定めるところによる

ものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

年　　月　　日

（甲）　袋井市新屋一丁目１番地の１

袋井市長　　大 場 規 之　　印

（乙）

印